

## 八代市工事成績評定評価委員会要領

(設置)

第1条 八代市が発注する建設工事に係る成績評定を適正かつ適格に行うため、八代市工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 八代市工事成績評定通知実施要領に基づき通知された工事成績評点に関する照会及び回答に関する事項
- (2) 工事成績評定通知に関する事項
- (3) その他工事成績評定に関する事項

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 建設部長
- (2) 建設部次長
- (3) 財務部長
- (4) 財務部次長
- (5) 総括工事検査員
- (6) 契約検査課長
- (7) 当該工事担当課長（前条第1号に掲げる事項について審議する場合に限る。）

2 委員会に委員長を置き、建設部長をもって充てる。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。

4 委員長は、必要に応じて当該工事の総括監督員、監督員及び工事検査員を委員会に出席させ、その意見を聴き、及び資料の提出等を求めることができる。

(委員会の招集)

第4条 委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

(委員会の庶務)

第5条 委員会の庶務は、契約検査課が行う。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成23年3月31日総務部長専決）

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。